居相増して、今の金澤府下 昔の府下に 寛文の頃より誠に夥し。然るに近年に至りて郡方支配の家 連り、 文年中に城下八方へ建て廣まる事凡そ三拾萬步に餘れりと 敷・地子町に 田畠の 滅じたること、凡そ三十萬步也とい 倍なるべしと、享保十九年に記載せり。 故に、享保十一・二年の頃、城下の寂きに郡方支配の町家建 り、夫より 寺屋敷・侍中の臍地、或は 地子町夥敷なり、寛 年に小松引越の 侍中 金澤へ 歸るにより、夫々 屋敷を賜は 畠・栗林などを付けられたり。寛永・正保の頃、工商の家屋 り。三州志 來因概覽附錄の 街巷來因に云ふ。慶長二・三年 いへり。其後も少しづゝ廣まる事はあれども狹まる事なき のみにて、其の頃までは地子町は甚だ稀也と覺ゆ。萬治二 次第に相増し建て廣まりたれど、大方今の本町と云ふ町々 は橋場町・卯辰町のみにて、 **英治二年より 寛文五年迄の間、城下 侍屋敷・寺社屋** 有澤武貞が金澤細見圖譜にも、府下の益で倍する事、 卯辰の新町は近く寶暦年中に建て、段々繁昌すとい 新仕大祿の士多く成り、 間々空地あれば、 府下も日々に廣大に及ぶと 比較すれば、 又高澤忠順が筆記 柿木島·油 稍五 木

> 中古今の沿革をば勘攷すべし。 と云へり。以上賭記欽等に載せたる古老の傳說共にて、 頭に出來す。玆に至りて金澤府下、國初に比すれば十倍す 蓰し、散地 隙蜒なし。自餘與力町・足輕組屋餔等、 云ふ。萬治元年微妙公薨去、小松より搬宅の賭士の第地倍 下愈"廣大に成り、 時、 十七年瑞龍公 越中致仕領の内 十萬石分 金澤へ 返されける 十六年、外羅郭の嶽塹疏鑿の時、地制かはる事を聞かす。 町・裘屋小路まで 戸敷凡そ 三萬五千餘とあり。 且今年及び 町の七街は牛役町と定められ、右町の外役町二千軒、地子 府下殷昌、此の頃、袋町・博勞町・今町・河原町・大工町・石浦(雲画) どの事なし。 5 へども、 及び十九年公薨後高岡より搬宅大小の賭士のため、府 未だ越中富山瑞龍公の賭士移搬なき故に、 (宮町) 同年髙徳公薨後、瑞龍公金城へ遷り給ふより(四) 髙岡町は 此の時 移搬の士の第地なりと 府街 さほ

0市街區別

て、家祿髙に應じ歩骏の定ありて賜はり、世々傳承して之二町地、第三郡地の三種とす。所謂武士地は藩士の邸地に舊藩中は國初以來、金澤市中邸地の區別、第一武士地、第

家を建てさせ、其の家主より寺院へ地子銀を納めしむる地 る地子地あり。 浦町の七ヶ町なり。故に七ヶ所と呼べり。又門前地と稱す 町柄にて、元は绞町・博勞町・今町・河原町・大工町・竪町・石 て地子銀の外に余荷の諸役銀を割當す。是本町に機きたる 賭役銀を 用拾して、一坪二厘五毛宛の 地子銀を 出す 定な 武士の拜領地とは異也。其の質賭役発許地也。又地子町は は、賭役銀を用捨せらるゝ故に、之を拜領地と稱すれど、 荷の賭役銀を割當す。中にも町年寄等を勤むる家柄の町人 町・地子町の區別あり。本町は金澤の傳馬・人夫及び凡て余 に家中と呼べり。次に町地は、商家・諸職人の邸地にて、 定にて、其の家士共を其の地に居住せしむ。故に下邸を俗 大繩と呼べり。又家祿三千石以上の藩士は下邸地を賜はる 輕卒は組地と稱し、 を拜領地と稱す。 故に其の寺の門前地と稱し、 但し地子地の内拾三町をば、七ヶ所と稱し、半役銀と 金澤市中接近の村邑の耕地を請込み、 是は寺地の境内を其の寺院より貸渡し、 但し與力士・步士は一代限り賜はる定也。 一組々々に綴めて邸地を賜はる。 地子町とは異にす。次に 町家を建て、 之を 町 本

地を、 **賭職人も次第に繁昌するに随ひ、** 澤へ搬宅し、市中の邸地稍"廣大に成るのみならず、 り。然るに萬治元年利常卿薨ぜられ、小松養老附の諸士金 Ļ く地子地と なし、金澤町奉行所の 所轄に 勗せし められた 耕地を廢し町地となしたるものは、國初以來の制に隨ひ悉 ものは如何にと云ふに、三世中納言利常卿在世中までは、 å り。然るに尙後々まで郡地とて、 めて尾山八町とて、城郭の內外に町家を建てさせたりと云 門徒の巨魁共城郭の如くなし守護すといへども、 ふ事もなく、 る如く佐久間氏以前は城地に本源寺の御堂ありて、本願寺 按ずるに、 び、其の地を相對請地と稱す。以上三等ありて各、異なり。 の米價を以つて代銀を其の村民へ渡せり。之を米地子と呼 或は藩士及び社寺の뼑込地にて、 耕地を廢して武士地・町地或は 社寺の 境内とはなした さて前田家入封以來は、 追々邑民より請込み町家を建てた 金澤市中は天正以來の都會にて旣に上文に云へ 都て城外は村落の耕地なりしを、佐久間氏初 接近の村落共をば市外へ追出 市中口々の町端接續の郡 町地に腐せざる邸地ある 毎歳地子米として其の年 þ 之を相對請地 城下とい